平成２２年（フ）第９１７号
京都市南区吉祥院西ノ庄西中町13番地　エルシティ西大路304号
債務者　森田　三代（債務発生時の氏名森田三千代）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９４３号
京都府京都市伏見区竹田向代町138　京都拘置所収容中、住民票上の住所京都市上京区今小路通七本松西入末之口町449番地１
債務者　山上　洋由
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９５０号
京都市山科区大塚森町13番地10
債務者　連ちゃんこと　笠井　幸三
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９９８号
京都府木津川市吐師久保28番地１　グレース木津川台105号
債務者　田中　純子（旧姓黒瀬）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７８号
京都府京都市北区上賀茂蝉ケ垣内町58番地
蝉ヶ垣内荘16号
債務者　舛岡　昌和
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０６号
京都市西京区下津林大般若町182番地　アネール桂301
債務者　辻村　佳与
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
香川県高松市多肥下町616番地１ハイクレスト高松1006号
債務者　星川　法子（旧姓瀧川）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２１５号
香川県高松市木太町1792番地４
債務者　三宅　儀一
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２１４号
福岡県久留米市三潴町玉満4099番地９
債務者　中村　町子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２６２号
長崎県諫早市永昌町７－４　みどり荘２Ｆ２号、住民票上の住所長崎市中里町391番地
債務者　奥村　博幸
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
長崎県大村市西三城町13番地21　三城ハイツ102、前住所長崎県南島原市西有家町長野2890番地
債務者　志岐　美加
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
長崎県諫早市多良見町化屋1768番地21
債務者　笠　　治子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
長崎県諫早市久山町1528番地８
債務者　小坂　敏彦
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
長崎県大村市上諏訪町929番地３
債務者　村田　芳久
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
長崎県大村市日泊町787番地22
債務者　柳澤　律子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
千葉県旭市ニの5664番地　みどり南住宅23号
債務者　落合　房子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１０号
千葉県東金市道庭748番地１　グラン・コート東金404
債務者　西　　君子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係